

## 録音反訳方式に関する事務の運用について

平成10年3月20日総三第57号高等裁判所長官、地方  
裁判所長、家庭裁判所長あて総務局長通達

改正 平成17年 3月29日総三第000085号  
平成21年 3月30日総三第000277号  
平成29年 8月31日総三第146号  
平成31年 2月27日総三第25号  
令和 8年 2月27日総三第138号

録音若しくは録画により作成された電磁的記録又は録音体（以下「音声記録」という。）の反訳を裁判所職員以外の者に委託して逐語調書を作成する方式（以下「録音反訳方式」という。）に関する事務の運用について下記のとおり定めましたので、令和7年3月3日付け最高裁総三第114号総務局長、通達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」（以下「データ管理通達」という。）によるほか、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

### 記

#### 第1 総則

- 1 録音反訳方式は、事件内容、供述内容等を考慮し、証人の供述等を録音した音声記録を反訳して逐語調書を作成することが相当である場合に利用する。
- 2 録音反訳方式に関する事務は、適正かつ迅速に行うとともに、秘密保持に配慮して取り扱わなければならない。
- 3 録音反訳方式を利用するに当たっては、明りょうな録音の確保に努めなければならない。

#### 第2 実施要領等の作成

録音反訳方式の実施庁において、当該事務が円滑に行われるよう実施要領を作成するとともに、反訳及び校正のための基準を定める。

#### 第3 反訳受託者に対する指導

- 1 首席書記官（知的財産高等裁判所にあつては、知的財産高等裁判所首席書記官）は、音声記録の反訳を受託した者（以下「反訳受託者」という。）に対し、次の事項を遵守するよう指導を行う。
  - (1) 反訳書の作成に当たっては、裁判所が示した反訳基準に従い、かつ、反訳書の提出期限

を徒過しないよう迅速に処理すること。

(2) 事件に関する秘密を厳守すること。

- 2 首席書記官は、訟廷管理官（訟廷管理官の置かれていない裁判所においては訟廷事務をつかさどる主任書記官又は裁判所書記官）に1の指導を行わせることができる。
- 3 首席書記官は、速記管理官及び速記副管理官に反訳受託者への反訳処理に関する一般的指導を行わせることができる。

#### 第4 利用手続

- 1 録音反訳方式を利用する証拠調べ等に立ち会う裁判所書記官（以下「立会書記官」という。）は、証人の供述等を2台の録音機器を用いて同時に録音する。
- 2 立会書記官は、反訳書の作成に必要な事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録、（以下これらを「立会メモ」という。）を作成した上、訟廷管理官の下に置かれた庶務係（当該庶務係の置かれていない裁判所において当該庶務係の事務を取り扱う者を含む。以下「庶務係」という。）に音声記録及び立会メモを送付し、庶務係は、これらを反訳受託者に送付する。
- 3 庶務係は、反訳受託者から反訳書が提出されたときは、これを立会書記官に送付する。
- 4 立会書記官は、音声記録及び立会メモに基づいて反訳書を校正する。
- 5 4の校正の結果、反訳書の修正が必要である場合の手続については、2から4までの定めに従う。
- 6 立会書記官は、反訳書を利用して調書を作成する。

#### 第5 録音した証人の供述等の消去等

- 1 第4の1の定めにより録音した証人の供述等（以下「録音した証人の供述等」という。）であって、録音に係る事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）がデータ管理通達記第3の1の(1)エの定めにより裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存したものは、当該調書の記載の正確性に対する異議申立てをすることができる期間が経過したときは、速やかに消去する。
- 2 担当書記官は、訴訟関係人から1の期間内に録音した証人の供述等の聴取の要望があるときは、裁判長又は裁判官の了解を得て、裁判所職員の立会いの下でこれを聴取させる。

#### 付 記

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付 記（平17. 3. 29総三第000085号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記（平 2 1 . 3 . 3 0 総三第 000277 号）

この通達は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 2 9 . 8 . 3 1 総三第 1 4 6 号）

この通達は、平成 2 9 年 9 月 1 日から実施する。

付 記（平 3 1 . 2 . 2 7 総三第 2 5 号）

この通達は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（令 8 . 2 . 2 7 総三第 1 3 8 号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 8 号）の施行の日（令和 8 年 5 月 2 1 日）から実施する。